

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」（平成 14 年 2 月 28 日公表）

2. コメント募集期間

- 平成 14 年 2 月 28 日～平成 14 年 3 月 18 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成 14 年 3 月 29 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	厚生年金基金連合会
CL2	日本公認会計士協会
CL3	社団法人 日本年金数理人会

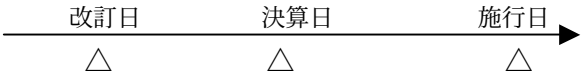
[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL4	江村 弘志	明治生命保険相互会社
CL5	木村 亮治	朝日監査法人
CL6	藤井 康行	住友信託銀行年金信託部

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
改訂日における過去勤務債務の算定（Q1、Q2）	終了の会計処理を伴う場合、改訂日における過去勤務債務を算出する意味と、改訂後の退職給付債務の算定方法はどのようになるか。	以下のように明らかにする文章を加えた。 (1) 退職給付制度の一部終了の規程等の改訂とともに、退職給付水準を変更する規程等の改訂も明示的に行われた場合 その改訂内容に基づく過去勤務債務は改訂日（労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日）現在で算定され、また、決算日現在では退職給付債務の数理計算が行われる。 (2) 退職給付制度の一部終了の規程等の改訂のみが行われ、退職給付水準を変更する規程等の改訂が明示的に行われていない場合 過去勤務債務が生じないため、改訂日現在で退職給付債務の数理計算を行う必要はない。
②過去勤務債務の算定の簡便法（Q2、Q6）	決算日が改訂日から大きく離れていない場合について、実務上、決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことを許容しているが、「単に煩雑となる」という理由で「許容される」ということは会計上の指針を提供する報告書において妥当な記述ではないのではないか。	「決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行わなくても、重要な相違が生じないと考えられる場合」と修正した。

③終了の場合の過去勤務債務の費用処理期間(Q2)	過去勤務債務は改訂日現在で測定され、決算日にはその費用処理と退職給付債務の数理計算を行う（終了損失の場合は損失計上する）が、この過去勤務債務を費用処理する期間はどうなるか。  (考え方) 退職給付債務の計算 退職給付債務の計算 退職給付債務の計算 (過去勤務債務) (数理計算上の差異) (終了損益)	終了の時点までの期間とするという見方もあるが、現状、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできない(Q&A Q8参照)と解されており、また、終了の時点までの期間とした場合、当期の損益となる額が、終了までの期間の採り方で大きく変わったり、発生年度に費用処理されるケースなど残存平均勤務期間が終了の時点までの期間より短い場合、費用処理年数は延びてしまったりすることから、「決算日には企業が採用している費用処理年数と費用処理方法に基づいて費用処理される」という点を明記した。
④併せ給付(Q4)	「改訂規程等の施行日で終了の処理を行い終了損益を計上するが、当該併せ給付部分に対応する権利義務は新たな退職給付制度における年金資産と退職給付債務として取り扱う」場合の、具体的な会計処理はどのように行うか。	公開草案では「給付の減少が行われることにより個人毎に支払額が算定され、分配される額が確定したもの」と考えたが、以下の理由により「終了」としては扱わないものとした。 (1) 併せ給付部分を含む税制適格退職年金制度は存続していること、 (2) 退職時期は改訂規程等の施行日から相当期間離れていると考えられるため年金資産の運用リスクは事業主に残っていること、 (3) 従来と同様に具体的な支払時期等は確定していないこと この結果、併せ給付部分については、将来勤務期間に係る部分を減額改訂した時と同様に、「減額」として扱われる。

⑤一時金廃止だが退職時支払の場合（Q4）	これは、退職一時金制度の将来勤務に係る部分を100%減額する改訂と同じではないか。そうであれば、「将来勤務に係る部分であっても、減額改訂に起因して発生した退職給付債務の減少は過去勤務債務として取り扱う」（適用指針第34項）のではないか。	公開草案では「廃止日で終了の処理を行うが、当該支払予定に対応する権利義務は引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられる。」と考えたが、以下のようにケースをわけて取扱いを明記した。 （1）退職一時金制度を廃止した場合には終了に該当する（適用指針第4項参照）ことから、廃止による退職金の支払を分割して行う場合でも、退職金規程の廃止日に退職給付制度の終了の会計処理を行う （2）退職一時金制度を廃止するとはいっても過去勤務に係る部分を依然として退職時に支払うこととしているときには、従来と同様に退職時点等が確定していないことから、退職給付制度の終了の会計処理を行わないものとした。
⑥閉鎖型年金への移行（Q5）	生命保険会社との間の税制適格退職年金制度を閉鎖型年金に移行する場合には、事業主が追加拠出を行う必要がない。 また、信託銀行との場合、追加拠出が必要となる可能性があるが、閉鎖型年金移行時に年金財政上の予定利率および予定死亡率で計算された財源が確保されているため、退職給付債務と年金資産に大きな差が発生する可能性が低いと考えられること、および仮に財源が不足した場合でも事業主が掛金を追加拠出した際に拠出額を費用認識することでも十分と考えられることから、終了後、退職給付債務を認識する必要性は乏しいのではないか？	左記のコメントの通り、閉鎖型年金に移行する部分は生命保険会社との間の契約の場合、事業主が追加拠出を行う必要がなく、また信託銀行との間の契約の場合でも、移行時に年金財政上の予定利率および予定死亡率で計算された年金資産が確保されているため、事業主が追加拠出を行う可能性は低いと考えられる。 このため、「契約内容等により事業主が追加拠出を行う必要がほとんどないと認められた場合には、終了に該当する（適用指針第4項参照）」と考えられるため、当該移行の施行日に退職給付制度の終了の会計処理を行い、それ以外の場合には、退職給付制度の終了の会計処理を行わない。」とした。
⑦代行返上との関係	代行返上は、「終了」の一形態なのか。そうであれば、公開草案「改訂日」「施行日」に相当する時点は、どうなるか。	代行返上の会計処理は、「実務指針（改正）」に従って処理される（適用指針第18項）。